



諏訪湖周

一斉清掃を実施

環境清掃課
☎ 22-7040

心のふるさとでもある『諏訪湖』を美しくするため、秋の一斉清掃として「諏訪湖周一斉清掃」を行います。なお、アレチウリの駆除も一緒に行います。

日時：10月17日（日）

午前6時30分～1時間程度

☆雨天中止、小雨決行

清掃内容：ごみ・空き缶・ペットボ

トル等の回収、雑草の駆除など
※団体等で新たに参加を希望される場合、環境清掃課までご連絡ください。

1日合同行政相談所 イルフプラザで

環境安全課
内線1171

日常生活でお困りのことはありませんか。「国・県・市1日合同行政相談所」を開催します。相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時：10月21日（木）

午前10時～午後3時

（受付は午後2時30分まで）

土地を活かして創る 明るい未来

企画課
内線1524

みなさんに土地問題に対する理解を深めてもらい、土地関係施策のより実効ある推進を図るため、10月1日を「土地の日」と制定し、10月を「土地月間」としています。土地は、公共性・社会性を持った資源であるという認識を持っていただく必要があります。

市民の生活や産業活動の基盤となり、豊かで安心できるまちづくりを進めるため、土地の適正な利用にご協力ください。

大規模な土地取り引きには届け出が必要です

国土利用計画法により、5000㎡以上の土地に関する権利の移転または設定の契約を締結した場合、届け出（2週間以内）が必要です。



10月の基本目標 環境基本計画のさらなる推進！

自然とふれあえる まちづくり



地域活性化事業による林道等の整備【三沢区】

水や動植物とのふれあいの場の整備を推進するとともに、恵まれた自然環境を適切に保全するよう努めます。

市民のみなさんは…

●水辺にごみを残したり、汚したりしないように努めるとともに、諏訪湖、河川の美化活動に積極的に参加します。

事業者のみなさんは…

●開発事業等においては、自然環境の保全に配慮し、可能な限り緑地として復元します。

水辺環境の保全

河川、湖畔を散歩する際には自主的にごみ拾いをする、諏訪湖清掃へ参加する（10月17日）など身近な環境の美化に努めるとともに、諏訪湖への汚濁物質（非特定汚染源）流出を防ぎ、富栄養化防止につなげます。

自然との調和

開発事業等の際には予定地に現存している自然環境を生かして計画をする。開発により失われた緑地は移植、復元するよう検討します。

駐車場整備の際には、全面舗装を避ける、透水性舗装にするなどして雨水を地下浸透させ、洪水防止・地下水涵養効果を高めます。

◎詳しくは、環境安全課（内線1166）まで

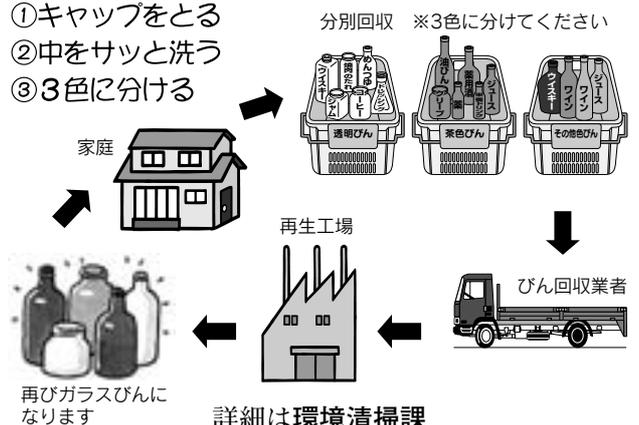
“シェイプアップ”おかや

びんのリサイクル

ガラスびんは、ガラスの原料として再利用されます。ガラスびんになるだけではなく、道路舗装のアスファルトや歩道用のタイルにも利用されていますが、ルールを守って排出することがよい品質をつくるのに非常に大切です。

ガラスびんはワンウェイびんとも言われ、透明、茶色、その他の色と3色に分けていますが、これは色毎にリサイクルされているために分けています。また、キャップなどの異物は、機械で完全に選別出来ないため手作業で分別されていますので、必ず以下のルールにて排出してください。

- ①キャップをとる
- ②中をサツと洗う
- ③3色に分ける



詳細は環境清掃課
☎ 22-7040

『土砂災害防止法』による
現地調査を実施します

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地や土石流・地すべり危険箇所等の基礎調査を平成17年3月下旬まで行っています。

調査に伴い、民有地へ立ち入る場合もありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

問合せ：諏訪建設事務所
(☎57-2936)

「一般開放特売市」

諏訪市公設地方卸売市場の開設30周年記念事業として特売市を開催します。

日時：10月17日(日)

午前10時～正午

場所：諏訪市公設地方卸売市場
内容：・青果物、水産物等大特価販売、マグロの解体と試食、模擬店等催物多数

問合せ：諏訪市公設地方卸売市場
(☎53-6363)

プロパンガスボンベ

回収します

10月は「エルピーガス消費者保安月間」です。

プロパンガスを使用する消費者の安全確保と爆発事故等を防止するためガスボンベの回収を行います。

受付期間：10月25日(月)

～29日(金)

回収期間：10月下旬～11月中旬

実施方法：みなさんからの連絡により、原則としてプロパンガス販売店が回収します。

回収容器：小型容器(2kg・5kg・8kg)【カートリッジ式容器は回収しません】

費用：無料

依頼先：お近くのプロパンガス販売店へ

※詳しくは、県エルピーガス協会
諏訪支部(☎53-6000)まで

教育改革キャラバン開催

生徒とともにつくる

新しい学びの提案

「生きる力」を育てる教育をめざしての授業づくりや数学者の秋山仁先生のおもしろスベクタクルショー等の試行授業・公開授業が行われます。どなたでも入場頂きますので当日お気軽にご参加ください。

日時：10月16日(土)・17日(日)

午前9時～

会場：東海大学付属第三高等学校(茅野市)

受付：午前8時30分～9時

(予約の必要なし)

問合せ：東海大学付属第三高等学校(☎72-3147)

カノラホール

催し物あんない

1月10日(月・祝)

ザ・ガラ・オブ・ジャパン

10月17日(日) チケット発売開始

1月30日(日) 古謝美佐子・夏川りみ
ジョイントコンサート



10月10日(日)
チケット発売開始

2月7日(月) NHK交響楽団



10月24日(日)
チケット発売開始

詳しくは、カノラホール(☎24-1300)まで
<http://www.lcv.ne.jp/~canora/>

10月の『はらっぱがれんだあ』

3日(日) 午後2時～ 紙芝居イベント

♪紙芝居 「花咲ぢぢい」
「つきよのはくちょう」他

10日(日) 《はらっぱはおやすみです》

11日(月) 岡谷市民体育館

☆ファミリーフェスティバルに参加しています。
あそびにきてネ。

17日(日) 午後2時～ 紙芝居イベント

♪紙芝居 「たべられたやまんば」
「おかあさんまだかな」他

24日(日) 《はらっぱはおやすみです》

31日(日) 午後2時～ おはなしはらっぱ

♪アンデルセンの紙芝居
♪折り紙メール

*** 武井武雄研究会 記念講演 ***

講師：上 笙一郎氏(児童文学者)
演題：児童出版美術史における武井武雄

日時 10月24日(日) 午後2時～

場所 イルプラザ3階 多目的ホール

※詳しくは、 (☎24-3319) まで

「諏訪地区森林づくりの集い」を開催

日時：10月30日（土）

午前10時～午後1時

場所：岡谷市 横川山

内容：枝打ち作業

持ち物：作業のできる服装、軍手、

雨具、飲み物（手鋸、ナタ等お

持ちの方はご持参ください）

昼食は主催者で用意します。

なお、この事業は緑の募金を活

用して行われています。

申込み・問合せ：10月8日までに

諏訪林業振興会（☎5316000）

個人で事業を営もうる方へ

消費税法の一部が改正され、今

年の4月1日から適用されています。

諏訪税務署では、改正の内容、

手続き、記帳などについて説明会

を開催します。

日時：10月22日（金）

①午前10時～、

②午後1時30分～の2回

会場：岡谷商工会議所3階大会

議室

対象となる個人事業者

・平成15年分の課税売上高が10

00万円を超え、消費税の申告

が必要となる方

・平成15年分の課税売上高が50

00万円を超え、簡易課税制度

の適用ができなくなる方

諏訪管内の他市町村でも同様の

説明会が行われます。

※詳しくは諏訪税務署 個人課税

第一部門（☎5715211）ま

で

10月は「労働保険適用促進月間」です

労働保険は労災保険と雇用保険

の総称で労働者を一人以上雇用す

る事業主が業種や事業の大小にか

かわらず、必ず加入しなければな

らない国の保険制度です。

雇用保険は事業主が、左記の条

件に該当する方を採用した場合、

ハローワークへ雇用保険被保険者

資格取得届を提出していただきま

す。

①一週間の所定労働時間が20時間

以上ある方。

②一年以上引き続き雇用されるこ

とが見込まれる方。（一年以内

の雇用契約で更新の見込みがあ

る方も含みます）

問合せ：ハローワーク岡谷・適用

係（☎2318609）



裁判員制度について

～みなさんが刑事裁判に参加する制度です～

平成16年5月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立しました。交付の日から5年以内に裁判員制度がスタートします。法律の専門家でない国民のみなさんが刑事裁判に参加することで、裁判が身近で分かりやすいものになり、司法に対する信頼の向上につながる事が期待されます。

◇裁判員制度とは？

国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア等でも行われています。

◇どんな人が裁判員になるの？

20歳以上の国民のみなさんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から事件ごとに選任のための手続きにより選ばれた人たちです。また、裁判員の仕事をしていただくのに必要な知識、例えば、裁判員の権限や、刑事裁判の基本的なルール、法律の内容などについては裁判官がていねいに分かりやすく説明しますので、ご安心ください。

◇どんな事件が対象に？

殺人罪、強盗致死傷罪、放火罪などの重大事件です。

◇裁判員の仕事や役割は？

裁判官3人と裁判員6人が一組となり、法廷で検察官の主張や被告人・弁護人の主張、証拠の内容を見聞きしたうえで、被告人が有罪かどうか、また有罪であるとしたら、どのような刑が適切かを議論して決めます。

◎詳しくは、長野地方裁判所総務課（☎026-232-4991）までお問い合わせください。また、裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/> でも裁判員制度に関する情報を提供しています。

募集

施設見学会

25日に半日コースで

地域振興課

内線1147

市民のみなさんに公共施設や市の仕事について理解を深めていただくとともに、「ふるさと岡谷」を再発見してもらうため、「施設見学会」を行います。

日時：10月25日(月)

午前8時50分～午後0時15分

(8時45分までに庁舎1階市民

ロビーに集合)

見学場所：イルフ童画館、テクノ

プラザおかや、農業生物資源研

究所

定員：20人

傷害保険料：22円(当日徴収)

申込み：10月20日(水)までに地

域振興課広報広聴へ電話で。

定員になり次第締め切ります。

食品摂取量調査の

協力世帯の募集

健康推進課

内線1182

この調査は「国民栄養調査」の関連調査で、全国10か所で行われており、1年間で4つの季節に分け、延べ100世帯を対象に、ご

族全員の飲食物の量をはかる調査です。秋と冬の両方にご協力いただける世帯を募集します。

募集世帯数：5世帯

期間：秋(11・12月)、冬(2・

3月)合計6日間(平日4日

週末2日)

連続しない都合のよい日

内容：家族全員が1日に飲食し

たものすべての名前と量を記録

します。

調査に必要なデジタルスケール、

計量カップ、計量スプーンを差

し上げます。

希望者には栄養相談等も実施し

ます。

第24回ふるさとまつり開催！

参加者募集

商業観光課

内線1216

岡谷市出身で東京近郊に住んでいる方を紹介してください。「第24回岡谷ふるさとまつり」招待状を事務局より送付します。

日時：11月5日(金)

午後6時30分～

場所：東京都新宿区日本青年会館

内容：岡谷の特産品販売、山の

駅「そば打ち実演」、岡谷太鼓

演奏等たくさんさんのイベントが行

われます。

やまびこ公園に集まろう！

スカイラインフェスティバル 2004

日時 10月10日(日) 午前9時30分～午後3時(雨天決行)

場所 鳥居平やまびこ公園 プリンズ&スカイライン・ミュージアム

当館の名誉館長であり、9月7日に放送され話題となったNHKプロジェクトX「ラストファイト 名車よ永遠なれ」に出演された櫻井眞一郎氏と顧問の伊藤修令氏のトークショーがあります。ぜひ、生の声をお聞きください。

- トークショー 名誉館長 櫻井眞一郎氏・顧問 伊藤修令氏
- お宝市 自動車関連グッズのフリーマーケット 掘り出し物多数!
- エンジン音鑑賞会 R380の大迫力サウンドをご堪能ください
- 限定トミカ発売 GT-R32が2種類 各1,000台限定

【今年度の開館期間は11月14日(日)まで】



当館に展示中の「プリンズR380」
(平成16年9月7日放送NHKプロジェクトXより)

◇詳しくは、やまびこ公園
(☎22-6313) まで
ホームページアドレス
<http://www.lcv.ne.jp/~yamabiko/>

内山霊園の 使用者を募集

環境安全課

内線1167

今年度は墓地がなく遺骨を抱え埋葬に困っている方のみを対象とさせていただきます。

募集区画：12区画

一区画の面積：約4㎡

(2m×2m)

聖地使用料：38万円

聖地管理料：3千円

応募資格：岡谷市に本籍または住所のある方(本籍だけの方は、市内に住所のある世帯主を管理人として定めること)で、自宅または寺院等に遺骨を保管し、埋葬に困っている方。

申込方法：10月6日～20日
(土・日曜日および祝日を除く)
までに戸籍謄本、住民票、印鑑(認印)、火葬済証または寺院等の保管証明書をお持ちになり、環境安全課へ。

使用者の決定：10月28日(木)抽選のうえ使用者および使用聖地を決定します。

中学・高校生英語スピーチ コンテスト参加者募集

今年で13回目を迎える中学生、高校生を対象とした「岡谷市英語スピーチコンテスト」が開催されます。市内各中学校から代表の生

徒や諏訪地域の高校生のみなさんが参加し、自分の意見を英語でスピーチします。高校生の部の出場者を募集しています。

参加資格：市内および諏訪地域等の高校へ通学している高校生

スピーチ：論題は自由。スピーチの長さは4分以上5分以内。

申込方法：10月29日(金)までに、出場申込書に記入のうえ国際交流協会に申し込んでください。

申込書は各高校の英語科担当先生または国際交流協会にありま

日 時：12月4日(土)

正午～午後5時

場 所：カノラホール 小ホール
※詳しくは、(財)岡谷市国際交流協会(☎2413226)

認証記念講演会開催

予防医学の普及、啓蒙活動を目的に設立された南信州健康管理士会が、特定非営利活動法人の長野県認証を記念して講演会を開催します。

第一部 記念講演

「糖尿病 そこにひそむもの」

講師 医学博士 島村善行先生

第二部 演奏

「ふるさとを奏でる」

インディアンハーブ奏者倉沢信子
日 時：10月24日(日)

午後1時30分～4時30分

場 所：おかや総合福祉センター
会場整理券：800円(前売り)
問合せ：事務局 山崎さん(☎216633 ㊟216634)

第4回原田泰治と 子供たちのふれあい絵画教室

日 時：11月3日(水) 午前9時から午後4時

会 場：高島公園

※雨天の場合は諏訪市武道館

対 象：諏訪郡内6市町村の小学校3～6年生

定 員：70人(応募多数の場合は抽選)

参加料：無料

持ち物：水彩絵の具セット、スケッチ用鉛筆、画板(A3)、帽子、敷物、昼食

申込方法：往復はがきに「絵画教室希望」と明記し、参加者氏名(ふりがな)、年齢、学校名、学年および保護者の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入し申し込んでください。10月11日(月)消印有効 返信用はがきにも住所、氏名等を記入してください。

申込み・問合せ
〒392-0010 諏訪市洪崎1-792-375 諏訪市原田泰治美術館(☎5411881)

青年海外協力隊等を募集

国際協力機構(JICA)では、

自分の技術や経験を活かして、開発途上国の人々と共に生活し、発展のために貢献・協力活動を展開していく隊員を募集しています。

■青年海外協力隊

募集期間：11月16日(火)まで

募集規模：約800人

応募資格：満20歳から39歳までの日本国籍を持つ方

派遣国：アジア、アフリカ、中南米、大洋州、中近東、東欧の約70か国

派遣期間：原則として2年間

諏訪地区募集説明会

日 時：10月19日(火)

午後6時30分～8時30分
場 所：諏訪市文化センター

■シニア海外ボランティア

募集期間：11月16日(火)まで

募集規模：約300人

応募資格：満40歳から69歳までの日本国籍を持つ方

派遣国：アジア、中南米、大洋州、中近東、東欧の約54か国

派遣期間：原則として1年ないし2年間

募集説明会

日 時：11月5日(金)

午後6時30分～8時30分

場所：松本市中央公民館

※詳しくは、国際協力機構駒ヶ根青年海外協力隊訓練所

(☎026518216151)

毒きのこによる 食中毒に注意しましょう！

秋を迎え、家庭で誤って毒きのこを食べることにより、食中毒が発生しています。次の3つのポイントに注意して毒きのこによる食中毒を防ぎましょう。

毒きのこによる食中毒防止のポイント

- 知らないきのこは、絶対に食べない
- 食べられるきのこの特徴を完全に覚える
- 誤った言い伝えや迷信を信じない
 - ×「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」
 - ×「ナスと一緒に煮ると毒消しになる」など

もし、中毒だと思ったら、すぐ医師の診察を受けましょう。その際、原因と思われるきのこが残っている場合は、受診の際、持参してください。

なお、きのこの鑑別方法やきのこに関する研究会等のお問い合わせは諏訪保健所食品衛生相談窓口 (☎53-6000内線2251) まで

あなたの疑問にお答えします！ 岡谷市パソコン相談室

好評の相談室を開設します。利用者は、1回25分の積み重ねでレベルアップを図っています。事前予約により、効果的な指導が受けられます。

開催日 10月16日、11月6日、20日、
12月4日、18日 (いずれも土曜日)

時間 ①13:00~13:25 ②13:30~13:55
③14:00~14:25 ④14:30~14:55
⑤15:00~15:25 ⑥15:30~15:55
⑦16:00~16:25 ⑧16:30~16:55

申込み 相談希望日前日(土日・祝日除く)までに、電話で予約してください。1人25分としますので相談希望日・時間帯および簡単な相談内容をお知らせください。

申込先 地域振興課(内線1594)

会場 ㈲HAMA電器
☎21-1500
(中央町3-5-1)



野焼き・焼却炉使用の禁止について

野焼き(野外焼却)は、ダイオキシン発生のおそれがあるため、一部の例外を除いて法律で禁止されています。

秋になり稲わらの焼却などが行われる時期になりましたが、野焼き・焼却炉使用の禁止について理解を深め、近隣に配慮することで、煙害を解消し、きれいな空気の下で快適な生活を送りましょう。また、焼却という方法をできるだけ避ける工夫をすることで循環型社会の確立、さらには地球温暖化防止に努めましょう！！

×「禁止のもの」

- ・家庭ごみ、農業用マルチ、肥料袋、産業廃棄物などの焼却
- ・簡易焼却炉(家庭などに置かれているほとんどのもの)、ドラム缶での焼却

ひと工夫

- ・大量の木々は炭焼きなど有効利用する。
 - ・木々をチップ化して土に返す。
 - ・落ち葉を堆肥化する。
 - ・ダンボール等リサイクル可能なものはリサイクルにまわす。
- 《上記の方法による有効活用が難しい場合》
- ・家庭でのせん定枝は小分け(60㌔以下)にし、ごみの出し方に従って出す。

○「禁止ではないもの」

- ・農業者が自ら行う稲わら、雑草などの焼却
 - ・果樹園などでのせん定枝の焼却
【家庭、造園業などから出たものは禁止】
 - ・どんど焼きなどの伝統的行事 ・キャンプファイヤー
 - ・薪ストーブや、薪で沸かすお風呂
- 構造基準をクリアした焼却炉の使用
【構造基準】
- ・800度以上の温度で燃焼できるもの
 - ・燃焼の温度を保つための助燃装置があるもの など

ただし!!

禁止ではないものであっても、干してある布団、洗濯物ににおいが付く、家の中に煙が入ってきてけむいなどの声もありますので、焼却時は干し物を外へ出すことが多い昼間などを避けたり、風向きを考慮したりするなどして近隣に配慮しましょう。

お互いの立場を理解し合い快適な環境づくりに努めましょう！

問合せ：環境安全課 内線1166